

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

- 取引先企業と定期的な情報交換を行い、お互いの技術や知識を共有し、新しい商品やサービスを共に考えていきます。
- 取引先企業が事業承継や経営で困った時には、信頼できる専門家を紹介するなど、相談に応じます。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

- LINE、メール、クラウドサービスなど簡単で身近なITツールを積極的に活用し、取引先との情報共有や業務効率化を支援します。
- サイバーセキュリティについて、身近なリスクや簡単な対策方法を取引先企業と共有し、安心してIT活用ができるように助言します。

c. 専門人材マッチング

- 取引先企業が専門知識を持つ人材を探している場合、当社の持つ人脈や地域の専門家ネットワークを活用して、適切な人材を紹介します。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

- 電気や紙など身近な消耗品をエコ製品に切り替えるなど、環境負荷の低い物品調達を進めます。
- 照明のLED化や空調温度設定の見直しなど、小規模でも取り組める省エネ活動を取引先企業とともに推進します。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

- ・ 社内で取り組んでいる健康増進策(ストレッチやウォーキングなど)を取引先企業にも紹介し、気軽に参加できる健康促進活動を合同で実施します。
- ・ 社員の健康診断やメンタルヘルスに関する相談窓口情報を取引先企業とも共有し、互いの従業員の健康を守ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

①公正かつ迅速な支払いの実施

当社は取引先企業への支払いを可能な限り現金または電子振込に一本化し、迅速かつ確実な支払いを実施します。

②地域サプライチェーンの活性化

地元企業や商店との積極的な取引を行い、地域内での経済循環を促進し、地域全体の共存共栄を目指します。

③ 対話を重視した取引改善

取引先企業との日常的なコミュニケーションを大切にし、双方にメリットが生まれるよう取引条件の改善や課題解決に取り組みます。

④ 利益還元への努力

経営改善や業務効率化で生じた利益は、取引先企業にも還元できるよう努め、可能な限り公平な利益配分を目指します。

⑤ 働きやすい職場づくりへの協力

取引先企業とも連携し、従業員の労働環境改善に取り組み、安心して働く職場づくりを進めます。

2025年7月3日

有限会社 森本石材

企 業 名

代表取締役 森本修久

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。